

ID: 204

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町下水道条例 第30条第1項		
例 規 番 号	平成10年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第30条の規定による。 (手数料)</p> <p>第30条 町は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 責任技術者の登録</p> <p>新規のとき 1件につき3,000円 更新のとき 1件につき2,000円</p> <p>(2) 指定工事店の指定</p> <p>新規のとき 1件につき20,000円 更新のとき 1件につき10,000円</p> <p>2 既納の手数料は、返還しない。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年12月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日